



平成 24 年 8 月 16 日

各 位

会 社 名 佐藤商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 村田 和夫
(コード番号 8065 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 田浦 義明
(TEL 03-5218-5312)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 8 月 24 日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示しております訴訟に関し、平成 24 年 8 月 16 日付にて判決の言い渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び判決言渡日

東京地方裁判所民事第 15 部
平成 24 年 8 月 16 日
(判決書を受け取った日 平成 24 年 8 月 16 日)

2. 訴訟を提起した者

(1) 商 号 : ユニオン電子工業株式会社
(2) 所 在 地 : 横浜市港北区新横浜三丁目 24 番 11
(3) 代表者の氏名 : 代表取締役 石原 光晴

3. 訴訟の提起から判決に至った経緯

ユニオン電子工業株式会社(以下、原告)は、当社が認識していない取引について、取引があり、売掛金約 17 億円が発生しているとして、当社に対し当該売掛金およびそれに対する遅延損害金の請求の訴えを提起いたしました。

これに対し、当社は、原告の主張する取引は存在しなかったものとして全面的に争ってまいりました。

なお、原告は、平成 22 年 5 月 12 日付で開示いたしました社内調査委員会の調査結果のうち、「入金先行取引」を行った仕入先の 1 社(開示資料中の C 社)であります。

この入金先行取引については、その後の社内調査委員会の調査結果によって、商品の荷動きを確認できない実態の無い取引であったことが判明し、当該仕入および売上を取り消しております(第 87 期第 2 四半期報告書および第 87 期第 3 四半期報告書の訂正報告書をご参照下さい)。

4. 判決の内容

判決の内容は以下の通りであり、当社の主張が全面的に認められました。

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

5. 今後の見通し

原告より本判決に対する控訴が提起された場合には、引き続き当社の正当性を主張してまいります。

なお、本判決による当社業績への影響はございませんが、事態の推移により適時開示が必要となる場合は速やかに開示いたします。

以 上